

## 「こども性暴力防止法」に対応する就業規則の例について

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）が、令和8年12月25日に施行されます。教育、保育などの事業者には、法令で定められた性暴力を防ぐための取組を実施する必要があり、性犯罪歴の確認等が義務付けられます。こども家庭庁は令和8年1月に法施行に向けたガイドラインを発出し、具体的な措置等について解説しています。4月以降にはマニュアルが公表される予定で、さらに詳しい情報提供が待たれるところです。

こども性暴力防止法についての詳細は、こども家庭庁ホームページに掲載されています。

- こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

- 児童対象性暴力等対処規程（ひな型）

[20260109\\_policies\\_child-safety\\_efforts\\_koseibouhou\\_25.docx](#)

- 募集要項・求人票参考例 [20260109\\_policies\\_child-safety\\_efforts\\_koseibouhou\\_27.docx](#)

- 誓約書・内定通知書参考例 [20260210\\_policies\\_child-safety\\_efforts\\_koseibouhou\\_43.docx](#)

- 情報管理規程（ひな型①） [20260109\\_policies\\_child-safety\\_efforts\\_koseibouhou\\_32.docx](#)

経営相談室では、公表されている資料を基に就業規則の参考例を作成しましたので、ご案内いたします。

### 【就業規則の例：保育所等】

#### 【第〇章 採用・異動等】

（試用期間）

第〇条 新たに採用した職員については、採用の日から（〇か月）を試用期間とする。

（中略）

○ 採用時までの申告事項が事実と異なり、学歴、職歴、資格、犯罪歴その他重要な経歴の詐称があると認められた場合その他職員として不適格であると認めた場合は、試用期間中に解雇することがある。

※この規定を適用するためには、

- ①内定通知書等に内定取り消し事由として「重要な経歴の詐称」を記載する。
- ②採用募集要項の採用条件に、特定性犯罪前科がないこと等を明示する。
- ③選考時の履歴書や採用時の誓約書等をとおして、特定性犯罪前科の有無等を明示して確認する。等により、「重要な経歴の詐称」の根拠とすることが求められます。

#### 【第〇章 こども性暴力防止法の適用】

（対象職員）

第〇〇条 当法人の職員のうち、次の各号に掲げる者は学校設置者等及び民間教育保育等事業者に

よる児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第4項に規定する教員等に該当するものとする。ただし、第九号から第十三号に掲げる者については、業務を通して児童等と接する機会のない者を除く。

- 一 園長
- 二 副園長
- 三 事務長
- 四 主任
- 五 児童指導員
- 六 保育士
- 七 保育補助
- 八 看護師、准看護師
- 九 管理栄養士、栄養士
- 十 調理員
- 十一 事務員
- 十二 送迎バス運転手
- 十三 送迎バス添乗員

※職種等については、各事業所に沿って作成してください。

このほか、こども性暴力防止法にかかる就業規則の例として、「**服務規程**」「**懲戒事由**」を作成しております。東社協ホームページ「経営相談事業」<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html> →「経営相談室だよりNo.184」に掲載しておりますので、ご確認ください。

また、就業規則（例）につきましては、『社会福祉施設・事業者のための規程集 ～就業規則・関係規程編、様式・資料付～ データ版』（東社協編 2025年9月30日発行、定価6,600円）に掲載しておりますので、ご参考にしてください。

＜東社協の本市場ホームページ＞ <https://toshakyobook.com/item-detail/1851341>

\*本法に直接関わる内容は掲載されていませんので、ご注意ください。

経営相談室では、理事会・評議員会に関するご相談、会計・決算に関するご相談等、様々なご相談をお受けしています。下記にて受付しておりますので、ご活用ください。

**東京都社会福祉協議会 経営相談** 月曜～金曜 9～17時／土日祝日・年末年始休み

東京都内の社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に係る幅広い相談をお受けしております。相談内容に応じて、弁護士・公認会計士・社会保険労務士・税理士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

東社協ホームページ内の「経営相談フォーム」または専用電話より、ご相談を受付しています。

専用 TEL: 03-3268-7170(平日9時～17時)

東社協HP：<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiei/index.html>



(東社協 HP→**目的から探す**福祉現場に向けた取組み→2.福祉施設・事業所の経営相談、経営支援→経営相談室)